公明党代表 山口 那津男 様

要望書

福島県いわき市長 清水 敏男

【要望項目】

1		被	災	自:	治	体	に	欬	7	ţ,	る	則	加	攵	支	抸抸	覓し	\subset	7	し	17																	
	(1)		確	実	か [、]	つ	継	紡	ĒÁ	勺	な	則	オシ	原	<i>ග</i>	祈	飷	呆	及	U	蕦	Ě	欴	な	対	応	:15	-	し	١7	_						Р	1
	(2)		被																																		Р	2
	(3)		庁領									_		٠.											機	能	維	持	矷	军任	文字	对'	策	を				
	, – ,		めん	-													•			•		1		•	•	•	•	•	•	•		•	•				Р	3
		~_		•				<i>,</i> ,	, –,	^.	'		-•			•		_																				
2		避	難	者	の _:	長	期	受	<u>.</u>	ا ر	ħ	.15	二 化	系	る	亘	᠍(か	方	金	-(;		O	い	て	•	•	•	•	٠		•		•	•	•	Р	4
3		東	京	電	力((株)	福	峊	污	有-		•	45	第	_	源	Į-	子	力	発	冐	Ī,	听	の	廃	炉	ilo	卢] (-	+ <i>†</i> :	:耳	又;	組					
	及	び	確	実	な	安	全	交	涥	色し	Ξ	-	Þί	,١	7	•	1	•	•	•	•	1	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	Ρ	5
4		東	京電	電	力(株)	福	峊	污	頛-		厉	Į-	子	力	多	ĚĪ	電	所	·事	古	灯	٦·	伴	う	彦	jΙ	業	等	F (:	二倍	系	る					
	営	業	損	害	の <u>:</u>	適.	正	な	貝	咅亻	賞	σ.)]	実.	施	<u>,</u> (:		つ	い	て	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	Р	7
5		除	染	讨	策	及	び	指	汀	包	尧	棄	₹‡	勿	等	O	<u>ک</u> ر	伌	理	O,	货	Zi	焦	に	つ	い	7	<u>.</u>										
	(1)		除	卆:	対	策	に		し	۲,	T	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•			•	•	•			•	•		•	•	Р	8
	(2)		放身	討'	性	物	質	汚	i 学	た?	対	処	<u>ጌ</u> ‡	寺	別	拑	#i	置	法	:15	:	ţ.	づ	<	指	定	'廃	棄	物	刃争	₩	D!	処	理	の			
		促	進	=	つ	L١	て	•		•	•	•		•	•	•	ı	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•	Р	10
	(3)		道	烙	侧	溝	汚	泥	24	手 (の	処	<u>l</u> Ŧ	里.	及	.7	Ķ	文	射	能	:13	_;	专	染	さ	ħ	,t:	±:	堹	争	₩	り						
		再	利	Ħ	• 3	減	容	化	:1:		つ	l	١-	C	•	•	ı	•	•	•	•		•	•		•	•		•			-	•		•	•	Р	11
	(4)		森	林	に	お	け	る	方	攵!	射	性	ĖΫ	勿	質	文	寸分	策	1=	-	し	١-	T	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	Ρ	13
6		風	,評(か :	払	拭	に	7	l	, \ -	て	•		•	•	•	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	, ,	•		•			Ρ	14
7		産	業征	复	興	を	支	え	. ?	5;	巷	淫	讆	幾	能	:0	i S	高	度	:1Ł	;[;		つ	い	て													
	(1)		港	弯	機	能	の	高	55	更	化	17		つ	しい	17		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	Ρ	16
	(2)		重要	要	港	湾	小	名	; 注	兵》	巷	لح	- 1	常	般	É		勆	車	道	き	ĒĪ	直:	結	す	る	小.	名	泛	Ęį	重昆	各	の					
		敕	備化	足.	准	等	15		١.	١,	7																										Р	17

8 再生可能エネルギー等を核とした経済・雇用対策について	
(1) 本県沖における浮体式洋上風力発電の推進について ・・・・・	P 18
(2) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について・・	P 18
(3) 火力発電所高度化の国際拠点	
(クリーンコール技術研修・研究センター) の設置について・・・・	P 19
	P 19
9 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について	
(1) 福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)	
構想の早期実現について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
(2) いわき四倉中核工業団地第2期造成に対する支援について・・・	P 21
(3) 復興特区制度の期限延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 22
(5) 成八年前次5000日本	
10 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について	
(1) 常磐自動車道暫定2車線区画の安全対策強化及び4車線化の	
早期整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23
	P 23
	P 24
(4) JR常磐線全線の早期復旧及び特急列車の品川駅乗り入れ本数の	
維持・拡大、スピードアップ化について・・・・・・・・・・	P 25
11 毎月周に深り地域の佐田ナナミス医療の充実について	D 06
11 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について・・・・・	P 20
10 2020年東京ナルンピック・パニルンピック華サナタにかより	
12 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における	- ^-
事前キャンプ等の誘致について・・・・・・・・・・・・・・	P2/

1 被災自治体に対する財政支援について

(1) 確実かつ継続的な財源の確保及び柔軟な対応について

本市においては、復興を最優先課題として取り組んでいるところでありますが、さらに迅速かつ円滑に復興事業を進めていくためには、被災地の財政需要の変化を的確にとらえ、復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を図るとともに、交付金制度等の運用にあたっても、被災地が実情を勘案し、必要と考える事業については、柔軟に対応することが必要不可欠でありますことから、以下のことについて要望いたします。

- ① 自治体の東日本大震災及び原子力災害からの復興に最後まで対応するとともに、東日本大震災復興交付金や社会資本整備総合交付金(復興枠)や震災復興特別交付税などの特別な財政支援については、平成28年度以降の復興・創生期間においても自治体の復興が確実に果たされるまで継続すること。
- ② 復興・創生期間においては、復興だけでなく、地方創生と連動した 施策展開が今後重要となってくることから、現行の東日本大震災復興 交付金制度に加え、被災地の自立につながる取組や、双葉郡と連携し て取り組む事業など、被災地が必要と考える取組を幅広に対象とする ような復興・創生交付金制度を構築すること。
- ③ 東日本大震災復興交付金や福島再生加速化交付金などについては、被災地が実情を勘案し必要と考える事業については、可能な限り支援をいただけるようにするなど弾力的な運用を図ること。
- ④ 避難住民受入れに伴う財政需要に対して、今後も確実に対応するとともに、今後の取扱いの方針についても可能な限り早期に示すこと。

(2) 被災児童生徒支援事業の継続について

東日本大震災により被災し、経済的理由等によって就学困難となった 児童生徒に対する支援については、国の「被災児童生徒就学支援等臨時 特例交付金」を受け、福島県が新設した「被災児童生徒等就学支援事業 補助金」(補助率10/10)により対応しているところでありますが、平成 27年度については国によりこれまで複数年度分の所要額を措置してきた 従来の基金方式が見直され、単年度交付金の「被災児童生徒就学支援等 事業交付金」となったため、平成27年度からは従来の同補助金が単年度 の補助事業として実施されております。

本市における平成26年度の当該事業における認定児童生徒数は1,312 人であり、原子力発電所災害による避難者を除いた996人が本市に住民票 を有する児童生徒であり、当該交付金を活用し、安定した就学援助を受 けているところであります。

また、津波被害を受けた地域では、平成26年度から土地区画整理事業が本格化し、当該区域内にある小中学校に在籍する児童生徒が通学路として利用している道路は、大型工事車両等が頻繁に往来している状況にあり、当該区域内にある小中学校への徒歩による通学は極めて危険であることから、本市では安全確保のために、スクールバスの運行の他、路線バスによる通学が可能な全ての児童生徒に対して、通学支援として路線バスにかかる定期券代金の全額補助を実施し、バス通学を推奨している状況であり、平成31年度末までは同様の状況が継続することが見込まれるところであります。

したがって、今後も、現在と変わらず安定した就学援助を受けられるよう被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を継続することを強く要望いたします。

(3) 庁舎の耐震化対策及び防災拠点としての機能維持確保対策を進める ための財政措置について

緊急防災・減災事業債については、事業期間が平成28年度まで延長されたことにより、当該制度を活用し、本市支所庁舎の耐震改修事業を進めているところでありますが、本市災害対策本部を設置する本庁舎については、耐震改修の基本的な考え方や、防災拠点としての機能の維持確保対策など、設計与条件の整理に時間を要した結果、平成27年度から基本設計、平成28年度に実施設計、平成29年度に耐震改修工事に着手することとしております。

また、洪水ハザードマップにおいて浸水区域に位置する本庁舎について、地下の主要設備や非常用電源設備の浸水対策の実施を併せて検討しています。

防災拠点の耐震化及び機能維持確保対策は防災対策上の重要な課題であると認識しておりますが、東日本大震災の被災地である本市においては、被災された市民の皆様の早期生活再建を最優先とし、復旧・復興事業を進めてきたところであり、公用施設の耐震改修については、未だ追いつかず、来年度以降も継続して実施していく必要があります。

つきましては、こうした被災地の状況に御配慮いただき、平成28年度における確実な財源措置をお願いするとともに、防災・減災対策を着実に進めていくために、平成29年度以降の緊急防災・減災事業債の継続及び耐震改修と併せて実施する防災拠点としての機能維持強化に対する制度の拡大等を要望いたします。

2 避難者の長期受入れに係る国の方針について

本市は、被災地でありながら、双葉郡などから約2万4千人の避難者を受け入れ、ごみ処理や上下水道、道路や公園などのほか、医療・福祉、教育の分野においても市民同様の行政サービスを提供するなど、避難者の暮らし全般を支え、可能な限りの支援をしているところであります。

このような中、国においては、いわゆる「町外コミュニティ」を含む、 長期避難者等の受入れに向けた制度設計につきましては、「コミュニティ復 活交付金」の創設や避難者受入れ経費の財政措置の見直し、県の復興公営 住宅の整備など講じていただきました。

一方、住民票の扱いについては、国において、避難者の現状が「やむを 得ず避難先で生活を送るしかない」という状況であり、かつ「主観的な居 住の意思が避難元市町村にある」という状況であることから、避難元市町 村に置いたままで差し支えないとの見解が示されております。

しかしながら、震災から間もなく5年となる中、様々な状況の変化が見られることから、避難指示解除後の避難者への支援や、住民票の扱いなどについて、見直すべき時期にきているものと考えられます。

ついては、国の方針を示していただくよう要望いたします。

3 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組 及び確実な安全対策について

本市においては、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束と、福島第一原発のみならず県内すべての原発の廃炉について、これまで再三にわたり、強く求めてきたところであります。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、原子力政策を推進してきた国及び事故の原因者である東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じるよう強く求めて参りました。

特に汚染水問題における相次ぐトラブルは、これまで市が復興に向けて、 多くの市民の皆様とともに風評の払拭などに取り組み、積み上げてきたも のを台無しにしかねないばかりか、市外で生活されている市民の帰還にも 大きな影響を及ぼすことから、強い憤りと危機感を抱いております。

このような中、廃炉作業は、前例のない長期に及ぶ取組みあり、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力㈱に対し、県内すべての原子力発電所の廃炉方針の決定と併せて、福島第一原発における汚染水等対策の早期実施、確実な安全対策、現場作業員の適正な労働環境の確保について、強く申し入れております。

国においては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を発足させ、原子炉格納容器を模した実寸大模型での実証実験を通じて、損傷部分の特定や補修技術を確立し、廃炉作業を前進させるための楢葉遠隔技術開発センターが昨年10月から一部運用を開始されるなど、国が前面に立つ姿勢を改めて示されたところでありますが、これらの対策を盤石なものとするためには、責任主体である国が前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体的に示すことが必要不可欠であると考えております。

これらのことから、事故収束及び廃炉は国の責務であることを改めて強く認識され、主体的に、全力を挙げて取り組まれるよう、以下のことについて要望いたします。

- ① 「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」 に基づく万全な体制での着実な取組
- ② 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の推進
- ③ 安全かつ着実な廃炉に向けた、国の責任による盤石な体制の構築と 東京電力㈱に対する監視体制の強化
- ④ 福島第一原子力発電所に係る汚染水等対策の実施及び地下水の海洋 排出に伴うモニタリング体制の厳格化
- ⑤ 着実な廃炉作業の推進に向けた、作業員の安全確保及び適切な労働環境の整備
- ⑥ 広域避難における避難先都道府県及び市町村間の調整や、高速道路 パーキングエリア等を活用したスクリーニング実施における関係省庁 の連携など、避難計画策定にかかる国の積極的な関与

4 東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に伴う商工業等に係る 営業損害の適正な賠償の実施について

商工業者等に対する営業損害については、昨年6月に改訂した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、「営業損害・風評被害への賠償等に関する対応」として、「特に集中的に自立支援施策の展開を行う2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開に対する協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国は東京電力に対して指導を行う」との新たな方針が示されておりますが、今後においても、個別具体的な事情による損害について、事業者等の意見や要望を真摯にくみ取り、事業者の再建に結び付くよう、損害に応じた適正な賠償を実施するよう強く要望いたします。

5 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について

(1) 除染対策について

現在、本市では除染実施計画に基づき除染を進めておりますが、東日本大震災から5年目となる中、放射能に対する不安から、約1,300人がいまだ市外に避難しており、除染の推進による放射線量の低減及び仮置場の解消がこれら市民の帰還に向けた大きな課題となっております。

除染の推進にあたっては、仮置場の確保に向けて、これまで地区毎に 行政区長とのつながりを深めながら、地道に粘り強く、候補地の地権者 や近隣住民と交渉を継続しておりますが、中間貯蔵施設への除去土壌等 の受け入れについては、平成27年3月から一部開始されたものの、本格 輸送の工程等は明確に示されておらず、仮置場に長期保管されかねない という懸念などから、地域全体の合意形成に多くの時間を要し、除染の 推進に必要な仮置場の確保には至っておりません。

また、中間貯蔵施設予定地においても、地権者との交渉が難航し、整備が完了したのは予定地の一部にとどまり、市町村の仮置場からの除去土壌等の本格輸送には至っていない状況にあります。

こうしたことから、除染にかかる除去土壌等については、各自治体に おいて分級・減容化を図り、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入量を減 らすことにより、中間貯蔵施設の整備面積を最小化し、中間貯蔵施設を 早期に整備する必要があると考えます。

一方、自治体においても、中間貯蔵施設の整備による本格輸送時期が 明確化されることにより、仮置場の確保にかかる住民の理解が得られ、 除染が加速化されるほか、仮置場の解消や保管する除去土壌等を減らす ことにつながると考えられることから、除去土壌等の汚染土壌の分級・ 減容化を検討することを要望いたします。

このほか、エリアの平均が 0.23μ Sv/h未満の除染実施区域外において、 平成24年度以降に実施したホットスポット除染により生じた土壌等は、 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除去土壌等には該当せず、国か らも処分方法等がいまだに示されていないことから、現状では現場保管 とならざるを得ない状況にあります。

また、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難であります。

さらに、東京電力㈱が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月11日から平成24年9月30日までと限定されており、それ以降については、賠償の対象期間となっておりません。

除染は、市町村において相当の業務負担となっていること、また、方 針が決定していない事項への対応にも苦慮していることなどから、次の 項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期建設、輸送方法を含めた除去土壌等受け入れ体制の構築及び仮置場設置に係る国の積極的な対応
- ② 自治体における除去土壌等をはじめとする汚染土壌等の分級・減容化の実施検討
- ③ 除染実施区域外において、平成24年度以降に実施したホットスポットの除染により発生した土壌の国の責任による処理の明確化
- ④ ゴルフ場等の大規模事業所に係る具体的な除染手法の確立及び国の 直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成24年10月1日以降も賠償の対象期間とするよう、原子力損害賠償にかかる中間指針への追補

(2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の 促進について

放射性物質汚染対処特別措置法では、8,000Bq/kgを超える廃棄物については、指定廃棄物として国の責任で処理することとされておりますが、未だ指定廃棄物の具体的な処理については示されておりません。

また、同法では、8,000Bq/kg以下の廃棄物については自治体等が処理 することとなりますが、民間の埋立処分事業者や埋立処分場周辺住民の 放射性物質に対する不安が根強く、処理ができない状況となっておりま す。

このため、本市の一般廃棄物焼却処理施設及び下水道汚泥焼却処理施設から発生する飛灰は、施設内において一時保管を余儀なくされており、そのスペースも限界に達しつつあるため、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがありますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 8,000Bq/kgを超え100,000 Bq/kg以下の飛灰については、国の処分計画により既存管理型処分場で埋立処理することとされているので、早急に開始できる体制を構築すること。
- ② 自治体等で処理することとされている8,000 Bq/kg以下の飛灰についても、住民の不安が根強いことから、国の責任において確実な処分の推進体制を早急に確保すること。

(3) 道路側溝汚泥等の処理及び放射能に汚染された土壌等の再利用・減容化について

本市では、東京電力㈱福島第一原発事故以前は、住宅周辺の道路側溝の汚泥等の土砂上げを、市民の自発的美化活動(市民総ぐるみ運動)において、定期的に行っておりましたが、原発事故以降、少なからず事故由来の放射性物質に汚染されているという不安を抱く市民が多く、事故から5年目となる現在でも、未だ再開できず、抜本的な解決策を見出すことができない状況にあります。

このような中、道路側溝は生活に密着した施設であることから、市民からは道路 側溝の排水不良に起因する二次災害の発生や悪臭・害虫による衛生悪化を懸念 する声が多く発せられ、国や自治体への不信・不満はピークに達しております。

また、本市では、放射能に対する不安から、約1,300人がいまだ市外に避難しておりますが、帰還に向けた取組については、こうした生活に密着する道路側溝等の放射能に対する不安解消が不可欠となっております。

本市は比較的空間線量の低い地域も多く、そもそも「特措法」に基づく道路側溝の除染すらできない区域(除染実施区域外)が市内に約36パーセント散在し、かつ除染ができるとされる区域(除染実施区域)であっても、除染の目安となる 0.23μ Sv/h以上となる除染対象箇所は、全体の一部分に限られ、全市的に除染事業による側溝汚泥等の撤去(土砂上げ)ができないことが大きな問題となっております。

一方、環境省では、除染も出来ず、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の側溝 汚泥等については、各自治体が埋め立てなど自主処分すべきものとしていま すが、現実的には、事故由来の放射性物質を含有する汚泥等を処分場に搬入 することに対する周辺住民の理解を得ることは困難であり、自主処分などは 不可能な状況であります。

側溝汚泥等をはじめ除染にかかる除去土壌等については、事故由来の放射性物質に汚染されたことに鑑み、また、本市にとっての原発事故からの復興へ向けた大きな一歩となることから、次のとおり国に対して強く要望いたします。

- ① 道路側溝に堆積する側溝汚泥等について1回のみの土砂上げにかかる 費用について、財政措置を講ずること。
- ② その上で、中間貯蔵施設への搬入量を減らすため、汚染土壌等の分離・ 分級を推進し、「汚染の低い土壌」については、国が再利用にかかる基準を 示しながら、国の責任において再利用を図ること。
- ③ 残りの減容化された「汚染の高い土壌」については、すべて中間貯蔵施設に搬入すること。

(4) 森林における放射性物質対策について

本市の森林林業の再生・復興については、放射性物質の影響低減に向けた各種実証は行われておりますが、森林の放射性物質対策に関する技術的・実務的な課題について、未だ解決されておらず、林業関係者はもとより、住民の不安を根本的に解消するには至っておりません。

今般、関係省庁が連携して、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」について、総合的に進めることとされたところであります。

しかしながら、森林全体の除染については、除染方針が具体的に示されていない状況が続いております。

このため、放射性物質による環境汚染の中で不安な生活を余儀なくされていることから、次の項目について要望いたします。

- ① 総合的な取組で示された里山再生モデル事業を本市の旧屋内退避区域(30km 圏内)においても実施すること。
- ② 森林の放射性物質を放置することなく、空間線量率のモニタリング や放射線量を低減させるための調査・研究及び実証事業に取り組み、 市民の不安解消や森林林業の復興・再生につながる森林全体の除染方 針について、実効性のある方策の構築に向けた取組を進めること。

また、森林除染に関する国の方針や取組について、市民への説明責任を十分に果たすこと。

③ 放射性物質対策と森林整備を一体的に行う森林の再生には、長い年 月を要することから、継続的な財源の確保を図ること。

6 風評の払拭について

福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害は、今もなお本市に深刻な影響を及ぼしております。

本市におきましては、震災直後より、一貫して風評対策に取り組んできたところであり、平成24年10月1日には、本市農林水産業、観光業の風評払拭に向けた取組みを更に強化するため、情報発信強化プロジェクトチーム「見せます!いわき情報局 見せる課」を設置するなど、風評対策とPR活動を展開しているところであります。

こうした取組を通じ、農林業では、一部品目を中心に回復基調にあるとともに、観光業につきましても、観光交流人口が震災前の7割程度まで回復するなど、復興に向けた兆しが見られつつあるものの、総体的には、未だ厳しい状況が続いております。

具体的に申しますと、農林業におきましては、未だ、福島県産への懸念は払拭されておらず、風評の払拭・発生抑制には、継続的な取組みが不可欠な状況にあります。

加えて、今後、避難指示等の再編が進む双葉郡の各町村からの農産物の 出荷が予想され、また、JAの広域合併により、これら町村で生産された 農作物が本市地域を所管する同一のJAを通して取り扱われることからも、 本市産農作物のモニタリングとその結果の公表は、引き続き重要であると 考えております。

よって、国等において主体的・積極的なPRを展開していただくとともに、市や市内関係機関・団体が独自に行うモニタリングやPR活動に対する支援策を講じられるよう要望いたします。

次に、本市の沿岸漁業におきましては、福島第一原子力発電所事故に伴 う放射性物質の影響により、平成25年10月18日から魚種と海域を限定した 試験操業が開始されたものの、いまだに操業自粛を余儀なくされている状 況にあります。

つきましては、本市水産業の早期復興に向け、モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実

施していただくほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう、継続的な支援措置、さらには、イノベーション・コースト構想における県水産試験場の機能強化と調査、研究、実証による安全・安心の担保について特段のご配慮をお願いいたします。

また、観光分野におきましても、観光交流人口の回復、とりわけ風評により落ち込んでいるファミリー層の獲得のため、本地域を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、効果的な誘客促進策を講じられるよう併せて要望いたします。

さらに、観光交流人口の回復には、本市の安全性や復興に向かう姿を多くの皆さんに知っていただくことが重要であることから、市内で開催されているイベント等の情報発信について、力強いご支援をお願いいたします。

7 産業復興を支える港湾機能の高度化について

(1) 港湾機能の高度化について

南東北の産業経済を支える重要港湾小名浜港は、港と市街地が一体となった再開発事業など、新たな復興の取組も進められており、今後、物流機能をはじめ、新たな産業集積や観光交流などの機能を強化することにより、地方創生やイノベーション・コースト構想の推進に大きな役割を果たすとともに、2020年に開催される東京オリンピックなどの様々な機会に『日本の復興』を広く世界に発信するシンボルとしての役割も期待されております。

つきましては、『復興の力がみなぎる小名浜港』の整備に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 国際バルク戦略港湾政策の実現に向けた取組の促進と所定予算の確保
 - ア 東港地区の国際物流ターミナルにおける大水深耐震強化岸壁等の 早期整備
 - イ 特定貨物輸入拠点港湾(石炭)の指定に伴う安定的かつ効率的な 海上輸送網の形成
 - ウ 既存施設の再整備等による小名浜港全体の機能高度化(荷役施設の老朽化対策、静穏度確保や客船誘致につながる防波堤、航路の整備など)
- ② 地域との共生や交流人口拡大につながる東港地区の整備及びみなと オアシス空間に対する支援(安全面・環境面に配慮した津波避難タワー、東港地区への市民の立ち入りなど)
- ③ エネルギー産業の集積につながる港湾機能の充実(用地確保や設備 強化など)及び港湾計画の見直しへの反映

(2) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の整備促進等について

小名浜港周辺では、本市復興のシンボルとして、大型商業施設を含む 新たな交流拠点の整備が予定されており、既設の環境水族館「アクアマ リンふくしま」などの観光交流施設とあいまって、さらなる集客が見込 まれております。

また、重要港湾小名浜港は、立ち遅れている避難解除区域等の復興事業の最前線基地として、今後、貨物流通量の増大が見込まれるところであり、広域的な物流機能の強化が求められているところであります。

しかしながら、高速自動車国道等の主要幹線道路から、小名浜港周辺 ヘアクセスする道路では、市街地部において渋滞が発生するなど、定時 性の面において大きな課題を抱えており、アクセス性の向上に寄与する 道路整備が望まれております。

つきましては、重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結し、小名浜港 周辺地区の観光交流人口の拡大、重要港湾小名浜港を拠点とした広域的 な物流機能の強化、さらには、本市の復興はもとより、避難解除区域等 の復興再生を支援する道路として、福島復興再生特別措置法に基づく避 難解除等区域復興再生計画に位置付けられた、小名浜道路並びに一般国 道399号、主要地方道小野富岡線、一般県道吉間田滝根線の整備促進につ いて強く要望いたします。

8 再生可能エネルギー等を核とした経済・雇用対策について

(1) 本県沖における浮体式洋上風力発電の推進について

本県沖において進められている国の浮体式洋上風力発電につきまして、 事業化の実現及び関連産業の本市への集積が図られるよう、次の項目に ついて要望いたします。

- ① 「浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業」の着実な実施
- ② 風力発電関連産業の集積に向けた企業誘致に対する支援
- ③ 風力発電の研究、試験を行う拠点施設の誘致
- ④ 風力発電関連産業の集積・活動拠点としての小名浜港の利活用及び 機能強化
- ⑤ 事業化を見据えた海域利用に係るコンセンサスの形成及び漁業者と の共存に向けた取組への支援

(2) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー分野に関わる産業は、 今後も成長が期待できる産業であり、自動車産業と同様に裾野の広い産 業と言われております。

また、バッテリーは、電力を効率的、安定的に供給するために極めて 重要なものであり、国の「日本再興戦略」においても技術開発や普及拡 大が掲げられ、関連産業は今後の市場拡大が見込まれる成長分野である と考えております。

このため、太陽光発電や風力発電、蓄電池関連産業など、本市の企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の振興に向け、特段のご配慮をお願いします。

(3) 火力発電所高度化の国際拠点(クリーンコール技術研修・研究センター) の設置について

本市等で進められている東京電力㈱の石炭火力発電所プロジェクトは、世界最新鋭の高効率石炭火力発電所(IGCC)を設置する実証プロジェクトであり、海外プロジェクトの展開を見据え、発電所周辺地域を火力発電所高度化の国際拠点にしていくことを目指しています。

現在、本市におきましては、常磐共同火力株式会社勿来発電所において、 日本初のIGCC商用機が運転されており、世界最長連続運転記録を更新する など、IGCC関連の多くの実績を有しています。

つきましては、国際拠点の実現に向けて東京電力㈱が計画している、運転保守等の先端技術ノウハウ習得やさらなる技術高度化を目的とするクリーンコール技術研修・研究センターを本市に設置していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

(4) 雇用対策の拡充について

本市の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍を超える状況が続くなど、回復 基調にありますが、人手不足の状況にある職種があるほか、今後について は、労働力人口の減少が進むことが見込まれる中、震災からの復興・発展 のためには、人手の確保が喫緊の課題となっていることから、次の項目に ついて要望いたします。

- ① 人手不足の解消に向けた、各種施策の拡充
- ② 各地域で実施されるUIJターンや、地元定着に向けた取組への積極 的な関与又は財政的支援の実施

9 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について

(1) 福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の早期実現 について

福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想については、廃炉に向けた最先端の研究を確実に進めるとともに、国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するものであり、昨年6月30日には、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に地域経済の将来ビジョンとして位置づけられたところであります。

当該構想の具現化は、原子力災害で被災した地域の復興・再生のエンジンとなることから、地域産業への波及と実効性が担保されるよう、以下の項目について強く要望いたします。

- ① 国が主導となって、具体的な制度・事業・推進体制を早期に構築すること
- ② 中・長期的な財源確保を図ること

(2) いわき四倉中核工業団地第2期造成に対する支援について

現在、浜通りの復興に向け、国や県、市町村が一体となった取組を推進しておりますが、原子力被災者の「働く場」の確保や、今後の自立・帰還支援を加速し、双葉郡の復興・住民帰還を促進することで、真の復興を着実に成し遂げるためには、本市を含む浜通り地方において、県外から立地する企業や、避難されていた企業が帰還するための工業団地といった基盤の整備が必要不可欠となっております。

こうした状況の中、いわき四倉中核工業団地につきましては、福島県が、浜通り南部の工業用地の不足を解消するとともに、双葉郡の復興・住民帰還を促進し、雇用創出を図る観点から、平成30年春の完成を目指し、平成27年度より、第2期区域の造成に着手したところでありますが、双葉郡から多くの避難者や工場等を受入れている本市といたしましても、避難されている方々より、事業再開や生活再建の地として本市を希望する声が多く聞かれることや、従来から、双葉郡と本市は、通勤・通学、医療など幅広い面で一体的な生活圏・経済圏を形成していたことなどを踏まえ、浜通りの復興を加速させる観点から、当該団地の関連公共施設の整備を担うなど、県と連携して取り組んで参りたいと考えております。

国におかれましては、本工業団地の整備が着実に進展し、分譲が開始 されることにより、浜通りの復興が着実に進展し、加速されるよう、関 連公共施設の整備に対し、十分な財政支援を措置してくださるよう要望 いたします。

(3) 復興特区制度の期限延長について

当該制度は、国が6月24日に公表した「平成28年度以降の復旧・復興事業について」においては「引き続き、復興特区制度の活用が見込まれる。被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等に努める。」とされておりますが、どういった特例が、どの程度期間延長されるのか明確に示されておりません。

特に、税制特例につきましては、平成28年3月までの事業用資産の取得等が適用のための要件とされておりますが、本市においては、双葉郡等からの約24,000人の避難者が、長期間帰還が望めない状況から市内で持家を取得する動きを加速し、住宅需要が非常に高まったことに起因する資材高騰・人材不足などの影響により、企業が税制特例制度を十分に活用しきれない懸念が生じております。

また、金融特例につきましても、本市においては、中核的産業を担う 企業が、復興推進計画に基づく製造設備等の増強に向けた事業を展開す ることにより、産業の集積や雇用機会の創出等につながりつつあります が、本市の復興はまだ道半ばであり、今後、復興を一層推進するために は同制度の継続が必要であります。

つきましては、復興特区制度、特に税制特例及び金融特例の期間延長、 並びに税制特例における復興産業集積区域及び対象業種の拡充を、域内 の産業動向に応じて柔軟に認めることを要望いたします。

10 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について

(1) 常磐自動車道暫定 2 車線区間の安全対策強化及び 4 車線化の早期整備 について

常磐自動車道は、昨年3月の全線開通に伴い、首都圏と仙台方面からの利用増加や、廃炉作業の本格化による輸送車両の往来に加え、除染土等の輸送により、今後、交通渋滞や交通環境の悪化など様々な影響が懸念されておりますが、現在供用している暫定2車線区間においては、度重なる交通事故が発生している状況にありますので、暫定2車線区間における安全対策を強化するよう要望いたします。

また、利用者の安全性・利便性の確保はもとより、安全かつ着実な廃炉の実現や、中間貯蔵施設への輸送体制を支えるとともに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック関連事業の誘致、イノベーション・コースト構想など浜通り地方全体の復興と地域の振興に大きく寄与する常磐自動車道の「いわき中央〜岩沼間」の4車線化の早期整備を強く要望いたします。

(2) 一般国道 6号・49号の整備促進について

本市は、双葉郡などから約2万4千人の避難者を受け入れ、また、除 染・原発作業に従事されている方々が、推定約1万人滞在していること から、市域内の交通渋滞に拍車が掛かっており、復興を支える幹線道路 の一日も早い整備が必要不可欠となっております。

つきましては、本市の主要な幹線道路である一般国道6号及び49号の 直轄国道は、本県浜通り地方の復興再生を支え、地方創生にも寄与する 極めて重要な幹線道路であるとともに、浜通り地方唯一の第3次救急医 療機関に指定されている「いわき市立総合磐城共立病院」への「命の道」 ともなりますので、これら国道で進められている一般国道6号常磐バイパス、久之浜バイパス、勿来バイパス、及び一般国道49号平バイパス、 北好間改良等の事業への、さらなる予算の拡充並びに一日も早い整備促 進が図られるよう要望いたします。

(3) 主要地方道いわき石川線の抜本的改良について

本路線は、いわき市常磐地区から古殿町を経由し、石川町に至る幹線 道路であり、重要港湾小名浜港と福島空港を連結し、浜通りと中通りの 物流を支えるとともに、地域間の交流・連携に欠くことができない、極 めて重要な道路であります。

しかしながら、本路線は、これまで大雨や東日本大震災の巨大余震などにより、全面通行止めとなるような大規模崩落がたびたび発生している状況にあることから、災害に強く、安全で円滑な交通を確保するための、才鉢工区を含む未改良区間の抜本的改良を強く要望いたします。

(4) JR常磐線全線の早期復旧及び特急列車の品川駅乗り入れ本数の 維持・拡大、スピードアップ化について

JR常磐線は現在、一部不通(竜田~原ノ町駅間、相馬~浜吉田駅間)となっており、国は昨年3月に、JR常磐線の全線開通に向けた見通し等を示したところですが、一部の区間においては、その具体的な時期が明確になっていない状況にあります。

現在、いわき〜仙台間の交通機関につきましては、国道6号線や常磐道が全線開通になった一方で、鉄道交通に関しては、磐越東線及び東北新幹線を利用して迂回している状況にあるため、市民の金銭的・時間的負担が生じていること、また、東日本大震災からの早期の復興や東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃炉作業の加速化等に向けては、鉄道交通による輸送力の強化が重要となることから、JR常磐線全線の早期復旧を強く要望いたします。

また、昨年3月の上野東京ラインの開業により、JR常磐線特急列車の利便性は大幅に向上したところでありますが、福島デスティネーションキャンペーンの成果を契機として、更なる観光・ビジネス等による交流人口の拡大を図るためには、アクセス性の向上や移動時間の短縮の効果が不可欠であると考えております。

つきましては、常磐線特急列車の品川駅乗り入れ本数について、現状の維持、さらには、全列車に対象を拡大していただくとともに、当該列車のスピードアップ化について特段の御配慮をお願いいたします。

11 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となるなど、本市における医師や医療従事者の不足は深刻な状況となっており、医療提供体制の再構築が急務となっております。

このような状況の中、福島県浜通り地域の復興を支えるため、双葉郡などからの約2万4千人の避難者や除染・廃炉作業員への医療も含め、安定的な二次及び三次救急医療体制を構築する必要があることから、いわき医療圏における地域医療の充実・強化に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 浜通りの中核病院としての役割を担う新病院建設事業について、人件費の高騰や市内で不足する建設作業員を遠方から確保するための労働者確保策の実施等により、事業費の更なる増加が見込まれる中で、未曾有の災害からの復興に取り組んでいる本市の実情、双葉郡からの避難者等の医療にも対応している状況、さらには病院建設の特殊性を踏まえた、地域医療再生基金の計画期間の延長と補助率の引上げなどの財政措置の充実を図ること。
- ② いわき市内の臨床研修指定病院において、新たに臨床研修を実施する研修医、並びにいわき市の医療機関での勤務を選択した医師に対する優遇措置の創設や、医師の地域偏在を解消するため、一定期間の勤務義務付けの導入など、実効性のある抜本的な医師確保対策を講じること。

12 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における 事前キャンプ等の誘致について

本市では、東京オリンピック・パラリンピック関連事業を誘致し、関連イベント等を官民一体となって実施することにより、本市のスポーツと産業の振興及び風評被害の払拭並びに震災から復興した本市の姿と支援に対する感謝を世界に発信するなど復興のさらなる加速化に向け、全庁一丸となって対応するため、平成26年7月に「東京オリンピック・パラリンピック推進本部」を設置しました。

このような中、東京オリンピックの追加種目は、本年8月に開催される IOC (国際オリンピック委員会)総会において正式決定となる見込みであり、それを受けて大会組織委員会が会場の公表も同時期に行うのではないかと想定されております。

追加種目のうち特に可能性が高い「野球/ソフトボール」については、本市では、2013年にはプロ野球オールスターゲームが開催された実績をもち、本年夏には、U15野球ワールドカップが開催される予定となっており、これまで球場整備等も進めて参りました。さらに、積極的に予選等の誘致を進めるため、平成27年10月には、「野球競技誘致責任者」を配置したところであります。

つきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの予選リーグの開催も含めて、本市が事前合宿・キャンプ地として選定されるよう、全面的なバックアップを要望いたします。